

永島賢也弁護士監修

弁護士さん便利ツール

甲野太郎法律事務所

Ver. 2.0

(別冊)

出力文書サンプル

訴 状

平成 19年 11月 12日

千葉地方裁判所 民事部 御中

〒156-0043

東京都世田谷区松原

原告 こんにち株式会社

同代表者代表取締役 上野和夫

上記原告訴訟代理人弁護士 甲野太郎

(送達場所) 〒156-0043

東京都世田谷区松原1-38-11

ティーズビル 4F

甲野太郎法律事務所

電 話 03-5355-5885

F A X 03-5355-5886

〒000-0000

千葉県〇〇市〇〇町1962番地

被 告 株式会社さようなら

同代表者代表取締役 渋谷健夫

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 4 0 0 万円

貼用印紙額 金 2 万 5 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 4 0 0 万円及びこれに対する平成 1 9 年 9 月 1 日から
支払済みまで年 1 4 パーセントの割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、〇〇を目的とする株式会社である。
- (2) 被告は、〇〇を目的とする株式会社である。

2

(1) 原告は、被告に対し、平成18年8月31日、金1000万円を次の約定で貸し付けた。

(2) 第1回返済期日と返済金額 平成18年12月31日 金200万円

第2回返済期日と返済金額 平成19年2月28日 金200万円

第3回返済期日と返済金額 同年5月31日 金200万円

第4回返済期日と返済金額 同年8月31日 残額

遅滞した場合は、既払い額を控訴した残額に年14パーセントの遅延利息を付加して、全額、直ちに、支払う。

(3) 原告（代表者）は、被告（代表者）に対し、原告の事務所（訴状記載の原告の所在と同一）にて、現金400万円を手渡した。

(4) 被告は、原告に対し、第1回乃至第3回の返済期日については、約定のとおり、遅滞なく、原告名義の銀行口座に振り込んだが、第4回については、支払っていない。

(5) 既に、平成19年8月31日は経過した。

3 結論

(1) よって、原告は、被告に対し、金銭消費貸借契約に基づき、金400万円及びこれに対する返済期日である平成19年8月31日の翌日から支払い済みまで年14パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

4 証拠方法

- (1) 別紙証拠説明書記載のとおりである。

5 附属書類

- | | |
|-----------|----|
| 1. 貸付書 | 1通 |
| 2. 副本 | 1通 |
| 3. 甲号証の写し | 1通 |
| 4. 証拠説明書 | 1通 |
| 5. 訴訟委任状 | 1通 |

以 上

平成19年（ワ）〇〇〇〇号 貸金返還請求事件

原告 こんにち株式会社

被告 株式会社さようなら

証 拠 説 明 書 1 （乙）

平成 19年 11月 21日

千葉地方裁判所 民事部 御中

上記原告訴訟代理人弁護士

甲野太郎

号証	標目 (原本・写しの別)		作成者	作成日	立証趣旨	備考
1	商品販売基本契約	原	原告・被告	H 18. 3. 14	・原告と被告との間に商品に関する販売契約が締結されていたこと	
2	発注書	原	被告	H 18. 3. 14	・原告が被告に対し、甲第1号証の基本契約に基づき、商品を発注したこと	
3	発注書	原	被告	H 18. 3. 24	・同上	
4	発注書	原	被告	H 18. 4. 6	・同上	
5	発注書	原	被告	H 18. 4. 20	・同上	
6	発注書	原	被告	H 18. 5. 8	・同上	
7	発注書	原	被告	H 18. 5. 18	・同上	
8	発注書	原	被告	H 18. 6. 8	・同上	
9	発注書	原	被告	H 18. 6. 29	・同上	
10	発注書	原	被告	H 18. 7. 13	・同上	
11	発注書	原	被告	H 18. 7. 28	・同上	
12	催告状	原	原告	H 19. 11. 15	・原告が被告に対し、売買代金の支払いが遅れているとして、催告を行っていること ・貸金として現金を渡したのではないこと	
13	クレーム受付票	原	被告	H 19. 5. 31	・商品が動かず、壊れていたというクレームがつき、返品することになったこと ・基礎的な部品の強度が足りず、今後も返品がなされる可能性が高いこと	

以 上

平成19年（ワ）〇〇〇〇号 貸金返還請求事件

原告 こんにち株式会社

被告 株式会社さようなら

答 弁 書

平成 19年 11月 13日

千葉地方裁判所 民事部 御中

上記原告訴訟代理人弁護士 甲野太郎

（送達場所） 〒156-0043

東京都世田谷区松原1-38-11

ティーズビル 4F

甲野太郎法律事務所

電 話 03-5355-5885

F A X 03-5355-5886

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決並びに仮執行免脱の宣言を求める。

第2 請求の原因に対する認否・反論

- 1 第1当事者に記載の事実については、いずれも、認める。
- 2 第2の1記載の事実は、認める。ただし、売買代金を貸付金としたものである。
- 3 第2の2記載の事実は、いずれも、認める。ただし、遅延利息の14%の部分は、空欄であった。後に、原告が、被告の了承を受けずに、書き加えたものにすぎない。
- 4 第2の3記載の事実は、否認する。売買の代金のうち1000万円だけを貸付金とすることであった。
- 5 第2の4記載の事実は、認めるが、第4回は、被告が原告から仕入れた製品にクレーム

があり、平成19年6月2日に返品されたため、その旨説明のうえ、その分を相殺したものであり、そもそも、支払う必要がない金員である。

6 第2の5記載の事実は、認める。

7 第2結論については、争う。

8 追って、詳細について、反論する予定である。

以 上

書面提出書兼受領書

平成 19年 12月 5日

千葉地方裁判所 民事部 御中 (FAX:)

株式会社さようなら被告代理人弁護士 乙野次郎 先生 (FAX: 03-5355-5886)

〒156-0043

東京都世田谷区松原1-38-11

ティーズビル 4F

甲野太郎法律事務所

電話 03-5355-5885

FAX 03-5355-5886

こんにちは株式会社原告訴訟代理人 弁護士 甲野太郎 印

【事件の表示】

事件番号 平成19年(ワ)〇〇〇〇号

事件名 貸金返還請求事件

原告 こんにちは株式会社

被告 株式会社さようなら

次回期日 平成 20年 1月 15日

記

上記事件について、次の書面を提出致します(本書面を含め計 枚)。ご査収ください。なお、下記受領証を裁判所及び当職宛にお送り下さい。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 準備書面 1 | 4 枚 |
| 2 証拠説明書 2 | 3 枚 |
| 3 証人申請書 | 1 枚 |

以上

受領証

千葉地方裁判所 民事部 御中 (FAX:)

こんにちは株式会社原告訴訟代理人 弁護士 甲野太郎 行 (FAX: 03-5355-5886)

上記書面を受領致しました。

平成 年 月 日

株式会社さようなら被告代理人

印

控 訴 状

平成 19年 11月 22日

千葉地方裁判所 民事部 御中

〒156-0043

東京都世田谷区松原

控訴人 こんにち株式会社

同代表者代表取締役 上野和夫

上記控訴人代理人弁護士 甲野太郎

(送達場所) 〒156-0043

東京都世田谷区松原1-38-11

ティーズビル 4F

甲野太郎法律事務所

電 話 03-5355-5885

F A X 03-5355-5886

〒000-0000

千葉県〇〇市〇〇町1962番地

被控訴人 こんにち株式会社

同代表者代表取締役 上野和夫

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 1 6 0 万円

貼用印紙額 金 1 万 9 5 0 0 円

控訴人は、上記当事者間の千葉地方裁判所 平成 1 8 年 (ワ) 第 0 0 0 0 0 号 株主総会決議取消請求事件につき、同裁判所が平成 18年 11月 9日に言い渡した判決は、すべて不服であるから、次のとおり控訴を提起する。

第 1 原判決の表示

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、平成○年○月○日付けの臨時株主総会における利益相反取引承認決議を取り消す。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

第3 控訴の理由

1 原判決は、本件利益相反取引の承認決議が法令に違反するかどうか（会社法831条1項1号）について判断していない。原判決は、本件利益相反取引の承認決議が、別訴の株主代表訴訟が提起された後、その防御方法のひとつとして行われたという事実を一切検討していない。

2 その他、詳細は、追って、主張する。

第4 添付書類

1. 訴訟委任状 1通

2. 控訴状副本 1通

以 上



報告書

弁護士 甲野太郎
電話番号: 03-5355-5885
FAX 番号: 03-5355-5886

発信元

こんにちは株式会社
代表取締役 上野和夫 様

送付枚数 1 枚(本票を含む)

送付先 FAX 番号: 03-5355-5886

日付 平成 20年 1月 14日

件名 書類チェックの件

ご確認ください

● 連絡事項 ●

拝啓 時下益々ご隆昌の段お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

下記の通りご報告させていただきますので、ご査収のほど

宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

〇〇〇〇契約書の第3条の保証の欄については、必要性がないと考えます。

以上



平成 19年 11月 21日

こんにちは株式会社
代表取締役 上野和夫 様

書類送付のご案内

〒156-0043
東京都世田谷区松原1-38-11
ティーズビル 4F
TEL 03-5355-5885
甲野太郎法律事務所
弁護士 甲野太郎

拝啓 時下益々ご隆昌の段お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

〇〇をご送付いたします。内容を検討のうえ、電話連絡いただければ、ご質問にお答えいたします。どうか、よろしくお願いいたします。

敬具



御請求書

平成 19年 11月 16日

整理番号 1004

こんにちは株式会社御中

〒156-0043

東京都世田谷区松原1-38-11

ティーズビル 4F

TEL 03-5355-5885

甲野太郎法律事務所

御振込依頼額 金 910,600円

件名：相手方に対し貸金返還請求訴訟を提起するの件

内訳

	摘 要	金 額
1	着手金	¥1,000,000
	小計	¥1,000,000
2	源泉徴収 (1 小計×20% 小数点以下切り捨て)	¥200,000
3	消費税等 (1 小計×5% 小数点以下切り捨て)	¥50,000
4	合計 (1+2+3)	¥850,000
5	印紙代	¥52,000
	郵券代	¥8,600
	小計	¥60,600
6	総計 (4+5 小計)	¥910,600

御振込先：「みずほ銀行、渋谷中央支店、普通預金、口座番号1234567、甲野太郎法律事務所名義」宛

御振込希望日：平成 20年 2月 14日ころまでに御振込いただければ幸甚です。

備考：

甲野太郎法律事務所

電話：03-5355-5885

FAX：03-5355-5886